

第1回 安中市景観計画策定委員会 議事概要

- ・開催日：令和元年11月6日（水）
- ・出席委員：12名（欠席委員3名）
- ・事務局：
- ・議事内容：次のとおり

7 議題

(1) 安中市景観計画策定委員会運営規則（案）の承認について

(2) 景観形成の課題

○委員

策定スケジュールでは、令和3年度にパブリックコメント、令和4年4月に施行予定とあります。景観計画の決定から施行までに期間が空きそうですが、理由は何かありますか。

○事務局

景観条例は令和3年9月議会での議決予定、景観計画も同時に完成予定と考えています。その後、約半年間の周知期間を見込みまして、条例の施行が令和4年4月1日を予定しています。

○委員

景観計画検討の趣旨はどこに載っていますか。

○委員長

安中市景観計画（検討案）1ページに景観計画の目的があります。

○委員

本委員会と行政・市議会・コンサルタントの関係性、景観計画の策定に向けた権限はどのようになっているのですか。本委員会で意見を述べると計画に反映されるのですか。

○委員長

計画策定の決定権限は、景観行政団体の長である安中市長です。

景観計画策定委員会は景観計画の内容を議論する場で、議論された内容を市長に答申することになります。したがって、単に意見を述べるだけではなく、内容を確定する会議であり、大きな役割があります。

コンサルタントは事務局に対する技術的な助言や策定のサポートを行います。

○事務局

委員会設置条例では、第1条に「この条例は景観法第8条第1項に規定する景観計

画の策定に当たり幅広い観点からの検討を行うため設置する」としています。

策定委員会で検討された内容を市長に対して答申していただき、市が景観計画の案を作り上げていく形となります。

○委員

景観条例を策定した後、運営に予算が必要となると思いますが、どのように確保することを考えていますか。

○事務局

景観計画において、景観まちづくりの方針を定めます。その方針に基づいて、都度市の財政部局と調整を行いつつ予算の確保し、安中市として景観まちづくりを進めていく予定になっております。

○委員長

景観計画には、今後進めていく施策についても記載することになると思います。その施策を具体的に検討して決定した後、予算化に向けて調整することになると思います。

○事務局

市長の施政方針において、景観まちづくりについて発表されています。

施政方針は市政運営に関する市長の基本的な考え方ですので、それに基づいて業務を遂行していく形になると思います。

景観計画に基づく個別施策については、実施する時点で予算確保を行う形になります。

○委員

異常気象による災害が多く発生しています、景観計画にもハード的な整備について加えていく必要があるのではないのでしょうか。

○委員

安中市の地形・地質は非常に特徴的ですが、そうしたことも魅力ある景観として捉えることはできるのでしょうか。

○委員長

今回の計画（案）では高低差による眺めについては位置づけられております。

地質については、目に見える形で表れてくるものであれば記述されると思います。

記述に関してはもう少し議論を深めていきたいと思っております。

○委員

下仁田ジオパークの主たる要素は妙義山であり、安中市からは妙義山が最も景観よく見えています。

妙義山はカルデラをもとに形成されており、世界的にも珍しく、安中市の誇る筆頭の自然的要素だと思います。

また、地形の運動により発達した河岸段丘には、段丘の場所毎に山林・水田など生活のすみ分けが見事になされており、素晴らしい景観が形成されています。

○委員長

妙義山や河岸段丘などの特徴的な景観が、どのように形成されてきたかということも多少触れた上で整理をしていただいたほうが良いと思います。

○委員

自然の景観資源が形成された由来や経緯を踏まえ、景観のことを考えていかなければならないというご指摘と思います。

景観計画が、市民の皆様全体の景観に関する共通の認識を促進していくものであれば、特徴や由来なども計画の中に盛り込み、皆さんで共有した上で検討を行うとより深い議論ができると思います。

○委員

全6回の委員会において、それぞれどの内容を協議するのか定めておくと、意見交換がしやすいと思います。

○委員

委員会の進め方として、景観条例がそもそもどういったものかを共有すると良いと思います。

○委員

景観資源について、点・線・面の分類で説明がありましたが、時間軸を加えて見ると良いのではないのでしょうか。景観形成をどこまで遡って捉えるのか、また、どれくらい先の将来を見据えて考えていくのでしょうか。

○事務局

歴史については、どういった内容を盛り込むか皆様に教えていただきまして、記述を充実したいと思います。

○委員長

検討案の15・16ページ（市の成り立ち、位置・地勢）について充実させることを中心として修正をできればと思います。

○委員

屋外広告物や太陽光発電施設について、景観計画で言及できないのでしょうか。

特に、太陽光発電施設が景観に与える影響がとても大きいと感じています。

○事務局

屋外広告物については、計画の「屋外広告物に関する方針」で記載を検討していただければと思います。市内の屋外広告物については現在、群馬県が管轄しており、安中市が積極的に指導等を展開していくためには、権限移譲等も必要となります。

太陽光発電設備については、安中市が制定した条例がありますが、開発指導系の条

例であり、景観に対する配慮についてはあまり触れられていません。景観計画においては、太陽光発電設備に関する景観側から検討していきたいと考えております。

○委員

安中市が景観行政団体に移行しましたので、屋外広告物についても今後安中市が業務の移譲を受け、取り組んでいく方針だと理解しております。

○委員

検討の参考として、良い事例をご紹介いただけるとありがたいと思います。

○委員長

太陽光発電設備の制限は、富士山や筑波山に関して事例があります。事例もお示しながら議論を行うということで、よろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○委員長

現状と課題の表現が方針のように見えるため、書き方を整理してください。

○委員

有志で景観に関する勉強会を開催してはどうかと思います。

○委員

景観・都市計画・防災の関係性を整理してほしいと思います。

○委員長

災害対策と景観対策はトレードオフの関係になると思うので、慎重に議論していきたいと思います。

(3) 景観形成に向けた基本方針

○委員長

対象区域は安中市全域ということで今後進めていきたいと思います。

○委員

市民から見ると妙義山に対してあまり感動しませんが、来訪者は良いと感じていると聞きます。安中市として、妙義山の景観を推奨すると良いと思います。

○委員長

外部の目線は非常に大事です。外部から見たときに非常に価値があるということを示すということを通じて、景観に対する意識を高めていければと思います。

○委員

太陽光発電設備が大きな問題だと考えています。設置すること自体も問題ですが、

維持管理も重要です。特に、松井田妙義 IC の近くでは、大雨が降るとたびたび碎石が流れ出して自転車が通れなくなっています。

○委員

農業委員会では、農地転用の許可を出す際、徹底的に管理をお願いしています。

市内で太陽光発電設備の設置が増えているのは、耕作放棄地の増加が原因と考えています。

○委員長

太陽光発電設備の問題は景観の問題であると同時に、防災対策、耕作放棄地・農業政策にも関連しており、景観計画だけで話していても解決が難しい事項です。景観形成としてできること、その他取り組みが必要な事項を庁内で検討していただいたほうが良いと思います。

○委員

空き家・空き店舗、荒れた工場には全て権利者がいらっしゃいます。権利者の意識が変わらない限りは進んでいかないと思います。景観計画を策定することで、意識の醸成が進むのでしょうか。

○事務局

空き家については、平成 30 年 3 月に安中市空家等対策計画を策定し、空き家対策を進めています。空き地については、まだ具体的に対策は展開されていません。

空き家等への対策について景観計画においても方針を示し、施策展開につながればと考えていますが、どこまで書き込めるかは今後の調整事項と認識しております。

○委員長

空き家、空き地、耕作放棄地は複数の部署が関わってくる事項であるため、全庁的に取り組んでもらうことが重要です。その中で景観形成として取り組んでいくことを整理したいと思います。景観形成については、まだ検討が始まったばかりです。市民の景観への意識を高めていくきっかけが、この景観計画となると思います。

○委員

太陽光発電設備の設置について、市外在住の権利者が、業者に土地を売却してしまうことが、増えている大きな原因だと思います。地元に住んでいる人の意識から取り組みを進めていく必要があると思います。

○委員

松井田妙義 IC の近くにあるの発電所は約 7ha ありますが、全て分譲です。管理業者はついているようですが、安中市内の業者ではなく、どのように管理をしているかもわからない状況です。

○事務局

市の条例では 3,000 m²以上ものは届出を義務付けていますが、その面積を下回ると

ころにつきましては何もない状況です。

○委員

それに関連して 3,000 m²以下の分譲になっていると思います。

○委員

既に整備されてしまった箇所について、何か対策を講じていかないと将来にわたって問題なると思います。

○委員

恐らく数年後には大量の廃棄という問題が出てきます。太陽光パネルは5年程度もたなくて廃棄することになります。

○委員

概ね設置から7年経過するとかなり発電効率が落ちてきてしまうようです。

○委員

山梨県では廃棄する太陽光パネルが大量に出てきて、処分ができない状況になっているようです。経済産業省では200万円相当の廃棄処分経費を費用負担しなさいという事になっています。

○委員

複数部署を横断するような事項について、都市整備課だけで検討するのは難しいのではないのでしょうか。景観に関するところだけと切り分けて検討しないと、当委員会や担当課としても、業務が違ってきてしまうのではないのでしょうか。

○委員長

太陽光発電設備に関する問題については、しっかりと整理した上で、景観としてできることを検討するのは無理がないことと思います。

○事務局

太陽光発電設備に関する条例は、同じ係で運営しております。本件に関する問題や課題については、次回委員会で資料として提示させていただきたいと思います。

○委員

地元団体が美化活動をがんばって取り組んでいる方々があります。そうした市民の活動を評価することも大切だと思います。

○委員長

方針に「地域の美化活動を通じた景観意識の醸成」があります。ご意見を踏まえ、内容を充実していく形になると思います。そういう団体が既にあるのでしょうか。

○委員

自治会が実施していると思います。

○委員長

他自治体には、景観まちづくり活動に対して表彰するような制度もあります。今後

そうした後押しをするような施策を検討できれば良いと思います。

○委員

花壇を整備すると、ゴミを捨てる人も減りますし、みんなで取り組めるような環境づくりが大事ではないかと思います。

○委員

本日の意見では、積極的に施設整備をしていくというよりは、もともとある安中市の良いところ、景観の素晴らしいところをいかに大事にしていくかということだと思います。そのため、屋外広告物、太陽光発電、ごみなど景観を阻害しているものをまずどのように取り除いていくかを、共通意識を持って検討していくことが、景観形成において非常に重要な点なのかなと感じます。

○委員

景観計画区域が市全域であることに異論はありませんが、重点地区をどのように定めていくのかを検討させて頂きたいと思います。また、妙義山が重点地区に入っていないのは理由があるのでしょうか。

○事務局

景観重点地区は、周囲より強い制限をかけることが想定されます。そのため、地区指定に際しては、地域との丁寧な調整が必要と考えています。

そのため、重点地区には、その地域にお住まいの方の機運の高まりから、手を挙げていただくのが良いと考えています。そうした地域の動き育むような形で慎重に丁寧に考えていきたいと思っています。それに向けて、景観計画では候補を整理させて頂いたのが、現在の案です。

妙義山は妙義荒船佐久高原国定公園の区域に含まれており、景観計画で想定するより厳しい規制が現状かかっているため、対象から除外しました。

○委員長

景観重点地区については、候補を挙げる上での考え方を整理し、次回委員会で示してほしいと思います。

「観光施策と連携し、観光交流を促進する地域を候補」とありますが、重点地区を選ぶ上で観光以外の視点も重要と思います。

また、地区と区域はどちらなのか、整合を取ってほしいです。

○委員

26 ページに仙ヶ滝とありますが、麻苧の滝を入れていただきたいです。

安中で安中高校のネットの中には麻苧の滝の滝を広く PR しています。

○事務局

麻苧の滝も素晴らしい滝であると認識しておりますので、書き込んでいきたいと思

います。

○委員

景観条例では、どの程度の拘束力があるのでしょうか。

○委員長

景観計画は景観法に基づいて策定します。

景観計画に基づいて、建築物や工作物の新築、改築に対して一定の拘束力がかかりますが、景観計画というものの自体は法的な拘束力という意味では弱いです。

その点は、皆さん納得していただいた上でご検討をお願いしたいと思います。

景観計画の拘束力を高めるためには、都市計画制度の活用などが方法としてあります。

太陽光発電設備を全部規制することは難しいと思いますが、重点的に最低限守るべき区域と、ある程度許容する区域を仕分けした方が良いのではないかと考えています。そうした区域においては、一定程度拘束力のある制限事項を検討することができればと思います。

○委員

まず主体的に内容を検討し、その後の内部調整は行政に実施してもらおうということで良いと思います。

○委員

SDGs・アジェンダ 2030 など、持続可能な地域づくり・まちづくりの観点が大事だと思います。

○委員長

景観行政の思いは、市民が安心して快適に暮らせるというのが前提になっています。そうした意味で、持続可能性というものをベースに置きつつ、景観として何をすべきかを考えていく必要があると思います。

まずは、安中の景観として何が大事なのか、何を守っていきたいのか、何を育ていきたいのか、そこをまず共有していきたいと考えています。拘束力を持った制限をしていくのかどうかは、次の段階になってくると思います。

景観計画は、景観に対する意識の醸成を図るための1つのツールであるということだと私は認識しております。

8 その他議題

今後の進め方

○委員長

委員から出た地形・地質の話題について、資料提供など今後の資料づくりにご協力をお願いしたいと思います。

9 閉会.

以上